

## はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第9条の規定により、2012年度（平成24年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2012年度の府内の環境の状況については、大気中の光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）を除き、環境保全目標を達成しています。また、河川の汚濁指標であるBODについては、環境保全目標を達成できていない水域が一部残っていますが、引き続き改善傾向にあります。

本府といたしましては、環境保全目標の達成・維持に向け、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車対策等による大気汚染物質の排出削減と合わせて、微小粒子状物質（PM2.5）の監視測定及び情報発信の体制を整備したほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策にかかる普及啓発等の取組などを実施しました。また、エネルギーの地産地消を目指した新たなエネルギー社会の構築に向けた検討や支援事業、中小事業者向けの省エネ・省CO<sub>2</sub>対策の支援事業、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向けた取り組み等、様々な施策を実施しました。

一方で、府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動を拡大します。また、新環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、PDCAサイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

なお、〈基礎資料〉として、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算見込み額の一覧表をホームページに掲載しています。